

しょうがい ひと ひと とも あんしん くら  
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる

きょうと じょうれい かしょう けんとうかいぎ せつち ようりょう  
京都づくり条例（仮称）検討会議設置要領

もくてき  
(目的)

だい じょう しょうがい ひと ひと そうご じんかく こせい そんちよう あ とも  
第1条 障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に  
あんしん くら きょうと すす  
安心していきいきと暮らせる京都づくりを進めるため、その基本理念や実現  
む ほうさくとう かか じょうれい せいてい む しょうがいしや してん ふ  
に向けた方策等を掲げた条例の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、  
さまざま かんけいしや せんもんてき けんとう おこな がくしきけいけんしや とうじしやだんたい  
様々な関係者による専門的な検討を行うため、学識経験者や当事者団体  
かんれんぶん や かんけいしや こうせい しょうがい ひと ひと とも あんしん  
など関連分野関係者で構成する「障害のある人もない人も共に安心して  
いきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」（以下「検討会議」  
とせつち  
いう。）を設置する。

しよしょうじむ  
(所掌事務)

だい じょう けんとうかいぎ つぎ かか じこう けんとう おこな  
第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- しょうがい ひと ひと とも あんしん くら きょうと  
(1) 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり  
じょうれい かしょう かん  
条例（仮称）に関すること
- た ひつよう じこう  
(2) その他必要な事項

そしき  
(組織)

だい じょう けんとうかいぎ べつびよう かか いいん こうせい  
第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

ざちよう  
(座長)

だい じょう けんとうかいぎ ざちよう お いいん ごせん  
第4条 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

- ざちよう けんとうかいぎ かいむ そうり けんとうかいぎ だいひよう  
2 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。
- ざちよう じこ また ざちよう か ざちよう しめい  
3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名  
する委員がその職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

だい じょう けんとうかいぎ きょうと ふけんこうふくし ぶちよう しょうしゅう  
第5条 検討会議は、京都府健康福祉部長が招集する。

- けんとうかいぎ ざちよう ざちよう  
2 検討会議は、座長が議長となる。

いいん にんき  
(委員の任期)

だい じょう いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしや  
第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者  
ざんにんきかん  
の残任期間とする。

しよむ  
(庶務)  
だい じよう けんとうかいぎ しよむ きやうと ふけんこうふくし ぶしやうがいしやしえんか しより  
第7条 検討会議の庶務は、京都府健康福祉部 障害者支援課において処理  
する。

た  
(その他)  
だい じよう ようりよう さだ けんとうかいぎ うんえい た かん ひつよう  
第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要  
じこう ざちよう べつ さだ  
な事項は、座長が別に定める。

ふ そく  
附 則  
ようりよう へいせい ねん がつ にち せこう  
この要領は、平成24年3月28日から施行する。